

消防基金規程第三号

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 藤原忠彦

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程

福祉事業の実施に関する規程（昭和四十七年消防基金規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項第七号中「車いす」を「車椅子」に改める。

第十条第一項第一号中「十五条の六」を「十五条の七」に改め、「若しくは職業能力開発促進法」を「若しくは同法」に改め、同条第二項第一号中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程」を加え、同項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加え、「二万六千円」を「二万七千円」に改める。

別記基金様式第一号の注意事項の七の（二）中「せき髄を損傷した者で障害の程度が総務省令別表第二に定める第四級以下の障害等級に該当する者及び白内障、緑内障又は網膜はく離等の眼疾患を有する者で同表に定める程度の障害が存する者以外のものに係る」を「次に掲げる者が」に改め、同（二）に次のように加える。

ア 脳血管疾患又は有機溶剤中毒等（一酸化炭素中毒を除く。）に由来する脳の器質性障害を有する者で総務省令別表第二に定め

る第十級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者

イ せき髄を損傷した者で総務省令別表第二に定める第四級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者

ウ 白内障等の眼疾病を有する者で総務省令別表第二に定める程度の障害が存する者以外の者

エ 慢性の化膿性骨髄炎となった者で総務省令別表第二に定める程度の障害が存する者以外の者

オ 大腿骨頸部を骨折し、又は股関節を脱臼し、若しくは脱臼骨折した者で総務省令別表第二に定める程度の障害が存する者以外の者

カ 心・血管疾患にり患した者又はペースメーカー若しくは除細動器を植え込んだ者で総務省令別表第二に定める第十級以下の障害等級に該当する程度の障害が存する者

キ 熱傷の傷病者で総務省令別表第二に定める第十四級の障害等級に該当する程度の障害が存する者

ク 精神疾患等にり患した者

別記基金様式第三号を次のように改める。

殿

消防団員等公務災害補償等共済基金理事長

印

奨学援護金決定通知書

下記のとおり奨学援護金の支給を決定したので通知します。

記

消防団員又は水防団員	承認番号	事故年度	種別	住所
	— —	年度		
	氏名	性別	生年月日	
			年 月 日	

奨学援護金を 受ける者の氏名	(複数の場合は その代表者)	団員との続柄	支給開始年月
			年 月

在学者等の氏名	学校等の区分	学年	支給開始年月	支給終了(予定)年月	支給月額改定事由	支給月額
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
		年	年 月	年 月		円
支給月額合計						円
各期の支給額						円

備	考		
学校等の区分	改定事由		
1-0 : 小学校	7-1 : 大学・大学院	1 : 月額改定	6 : 支給停止
3-0 : 中学校	7-2 : 短期大学	2 : 入学・入校	7 : 支給停止解除
5-1 : 高校(全日制)	7-3 : 大学(通信教育・専攻科・別科)	3 : 年金異動に伴う異動	8 : 婚姻
5-2 : 高校(定時制)	7-4 : 高専(4~5学年)	4 : 卒業・修了	9 : 死亡
5-3 : 高校(通信制・専攻科・別科)	7-5 : 専修(専門課程)	5 : 退学	10 : その他
5-4 : 高専(1~3学年)	7-6 : 職業訓練施設(5-6を除くもの)		
5-5 : 専修(高等・一般課程)	・職業訓練大学校		
5-6 : 職業訓練施設(第一類)			

[注意事項]

- 1 奨学援護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支給するものであり、奨学援護金決定通知を受けた後は、奨学援護金請求書の提出を必要としない（4の各号に掲げる事由が生じたときを除く。）ものであること。
- 2 奨学援護金の支給を受ける者は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、奨学援護金定期報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
- 3 奨学援護金の支給を受ける者は、〔(1)のアの(ア)又はイの(イ)の場合にあつては、その者の遺族〕は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく、奨学援護金に関する異動報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
 - (1) 奨学援護金の支給を受ける者について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 奨学援護金の支給を受ける者が、傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合
 - (ア) 死亡したとき。
 - (イ) 障害の程度に変更が生じ、障害の事情がなくなったとき又は総務省令別表第二に定める第4級以下の障害等級になったとき。
 - イ 奨学援護金の支給を受ける者が、遺族補償年金の受給権者である場合
 - (ア) 死亡したとき。
 - (イ) 婚姻（内縁を含む。）をしたとき。
 - (ウ) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき。
 - (エ) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - (オ) 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。
 - (カ) 障害の事情がなくなったとき。
 - (キ) (ア)から(カ)までの事由の一に該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、奨学援護金に係る在学者等である次順位者が遺族補償年金の受給権者となったとき。
 - (ク) 所在が1年以上明らかでないとき又は1年以上明らかでないことにより遺族補償年金の支払を停止された者の所在が明らかとなったとき。
 - (ケ) 在学者等に係る学資等の支弁が困難でなくなったとき。
 - (2) 奨学援護金に係る在学者等について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 在学又は在校しなくなったとき。
 - イ 第10条第1項第2号又は第4号に該当する者と生計を同じくしなくなったとき。
 - ウ 婚姻（内縁を含む。）をしたとき。
 - エ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき。
 - オ 離縁によって、第10条第1項第2号に掲げる者又は同項第4号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - カ 高等専門学校の第4学年に進級したとき。
 - キ 奨学援護金を支給することが適当でないと認められたことにより奨学援護金が支給されなくなった在学者等について、その事情が消滅したとき。
 - (3) 奨学援護金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は奨学援護金に係る在学者等の氏名、住所、学校等の名称若しくは学校等の所在地に変更があつたとき。
- 4 奨学援護金の支給を受ける者について次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、新たに奨学援護金請求書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
 - (1) 奨学援護金に係る在学者等が進学したとき。
 - (2) 現に支給の事由とされている在学者等以外に新たに在学者等となった者があるとき。

別記基金様式第四号を次のように改める。

殿

消防団員等公務災害補償等共済基金理事長

印

就 労 保 育 援 護 金 決 定 通 知 書

下記のとおり就労保育援護金の支給を決定しましたので通知します。

記

消防団員又は水防団員	承認番号	事故年度	種 別		住 所
	— —	年度			
	氏 名	性別	生 年 月 日		
			年 月 日		

就労保育援護金を 受ける者の氏名	(複数の場合は その代表者)	団員との続柄	支給開始年月
			年 月

保 育 児 氏 名	年 齢	支給開始 年 月	支給終了(予定) 年 月	支給月額 改定事由	支 給 月 額
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
	歳	年 月	年 月		円
支 給 月 額 合 計					円
各 期 の 支 給 額					円

支 給 月 額 改 定 事 由					
1: 月額改定	2: 死亡	3: 年金異動に伴う異動	4: 小学校入学	5: 保育所等への入所	6: その他
備			考		

〔注意事項〕

- 1 就労保育援護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれ前月分までを支給するものであり、就労保育援護金決定通知を受けた後は、就労保育援護金請求書の提出を必要としない（現に支給の事由とされている保育児以外に新たに保育児となった者があるときを除く。）ものであること。
- 2 就労保育援護金の支給を受ける者は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、就労保育援護金定期報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
- 3 就労保育援護金の支給を受ける者〔(1)のアの(ア)又はイの(イ)の場合にあつては、その者の遺族〕は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく、就労保育援護金に関する異動報告書に必要書類を添付し、市町村又は水害予防組合を経由して基金に提出すること。
 - (1) 就労保育援護金の支給を受ける者について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 就労保育援護金の支給を受ける者が、傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者である場合
 - (ア) 死亡したとき。
 - (イ) 障害の程度に変更が生じ、障害の事情がなくなったとき又は総務省令別表第二に定める第4級以下の障害等級になったとき。
 - イ 就労保育援護金の支給を受ける者が、遺族補償年金の受給権者である場合
 - (ア) 死亡したとき。
 - (イ) 婚姻（内縁を含む。）をしたとき。
 - (ロ) 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき。
 - (ハ) 離縁によって、死亡した非常勤消防団員又は非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - (ニ) 障害の事情がなくなったとき。
 - (ホ) (ア)から(オ)までの事由の一に該当したことによりその者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、就労保育援護金に係る保育児である次順位者が遺族補償年金の受給権者となったとき。
 - (ヘ) 所在が1年以上明らかでないとき又は1年以上明らかでないことにより遺族補償年金の支払を停止された者の所在が明らかになったとき。
 - (オ) 保育に係る費用を援護する必要がなくなったとき。
 - (2) 就労保育援護金に係る保育児について、次に掲げる事由が生じたとき。
 - ア 保育所等に預ける必要がなくなったとき。
 - イ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（内縁を含む。）となったとき。
 - ウ 離縁によって、第11条第1項第2号に掲げる者又は同項第3号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
 - (3) 就労保育援護金の支給を受ける者の氏名若しくは住所又は就労保育援護金に係る保育児の氏名、住所、保育所等の名称若しくは保育所等の所在地に変更があつたとき。

別記基金様式第六号の一号紙の注意事項の三の次に次のように加える。

四 消防組織法等に基づく療養に要する費用（診療費、文書料、治療材料費等）では、消費税が非課税であること（消費税法施行令第十四条第二十号）。

別記基金様式第六号の二号紙の注意事項の二及び同三号紙の注意事項の二の次に次のように加える。

三 消防組織法等に基づく療養に要する費用（診療費、文書料、治療材料費等）では、消費税が非課税であること（消費税法施行令第十四条第二十号）。

別記基金様式第十二号の注意事項の四の（一）及び別記基金様式第二十号の注意事項の三の（一）中「義務教育学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。